

# 委任状

葛飾区長 あて  
住所 葛飾区

令和 年 月 日

本人 氏名

登録印

(委任者)

通称・旧氏

カタカナ表記  
(外国人の方)

※外国人住民の方で通称・氏名のカタカナ表記を登録の方はご記入ください

※旧氏を登録の方は、旧氏をご記入ください

生年月日

電話

私は、下記の者を代理人として

- 1 印鑑登録申請
- 2 印鑑登録廃止届 に関する権限を委任します。
- 3 印鑑登録証亡失届

住所

代理人 氏名・旧氏

生年月日

※ この委任状は、本人(頼む人)が太枠内をすべて自筆で記入してください。

※ 登録する印は、この委任状を記入するときに必ず本人が押印してください。

※ 印鑑の紛失等による廃止申請の場合は、登録していた印以外を押印してください。

## キリトリ

※ ご使用の際は、キリトリ線で切り取ってください。

### 1. 印鑑登録

- ・ 個人の印鑑登録は、区民事務所又は区役所2階の戸籍住民課で取り扱っています。
- ・ 登録の手数料は50円です。
- ・ 印鑑は財産の利害に関係する大切なものですから、登録は本人の申請が原則ですが、やむを得ない場合には代理人による申請もできます。

### 2. 登録できない印鑑

- ア 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏又は名を表していないもの。
- イ 職業、資格等の事項を併せて表しているもの。
- ウ ゴム印その他で変形しやすいもの。(ゴム、エボナイト、連続スタンプ等)
- エ 印影が、一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの。  
又は、一辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- オ 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの。  
(ア) 輪郭が無いもの又は欠損の甚だしいもの。  
(イ) 刻印された氏名の一部が欠損したもの。  
(ウ) 印章そのものを逆に刻印したもの。(凹凸が逆になっているもの。)
- カ その他、登録する印鑑として適当でないと区長が認めたもの。

※ 外国人住民の方について、詳しくは戸籍住民課住民記録係にお問い合わせください。

※ 旧氏(旧姓)記載の方について、詳しくは戸籍住民課住民記録係にお問い合わせください。

### 3. 委任する事項

- ・ 委任する事項は3種類あり、それぞれについて委任状が必要となりますが、委任状の様式は同じものを使用します。
- ・ 該当する委任事項にマルをつけてください(複数可)。
- ・ 委任事項とその内容
  - ア 印鑑登録申請…印鑑登録を新たに申請するとき
  - イ 印鑑登録廃止届…①すでに登録してある印鑑登録を廃止するとき  
②登録してある印鑑が亡失、または汚損・毀損・摩滅などで使用できなくなったとき
  - ウ 印鑑登録証亡失届…印鑑登録証を紛失したとき

### 4. 申請に必要なもの

- ・ 登録する印鑑 ・ 委任状 ・ 代理人の本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)